

弊行出資証券の名義書換停止前の名義書換手続に関する
留意事項について

弊行出資証券の配当金については、前事業年度の配当金を5月1日現在で弊行出資者原簿に記載のある出資者へ、支払期日（政策委員会の定める日：例年5月最終営業日）に支払っているほか、5月1日から支払期日の前日まで出資証券の名義書換等を停止しております。

そのため、投資者が当該配当金を受領するには、名義書換期日（4月最終営業日）までに名義書換にかかる所定の手続きを終える必要があります。

その具体的な手続きは、投資者のマイナンバー（個人番号・法人番号）等を所得税法の規定に従って弊行に告知するための資料（以下「確認書類」といいます。）の提出の仕方（下記①または②）によって異なりますので、十分ご注意のうえ、円滑な名義書換手続きの確保に向けてご協力をお願いします。

（注1）所得税法で認められた確認書類としては、例えば、〈a:通知カード等の個人番号が記載された公的書類の個人番号記載面のコピー〉と〈b:運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書のコピー〉の組み合わせ等があります。

① 確認書類を日本銀行が直接受領する方式（別紙 事務フロー図 イ.）

証券会社は、名義書換期日までに「事務フロー図イ. の⑧請求書・現物提出」までのプロセスを終える必要があります。

② 確認書類を証券会社経由により受領する方式（別紙 事務フロー図 ロ.）

証券会社は、名義書換期日までに「事務フロー図ロ. の④請求書等、確認書類、現物提出」までのプロセスを終える必要があります。

（注2）投資者が法人の場合（法人番号の確認書類をご提出いただく際は確認書類の封入不要）も、この②の取扱いによることとなります。

手続①、②いずれの場合についても、名義書換請求書上の投資者の押印が弊行に届け出た（印鑑票に押なつた）印とは異なっていたり、名義書換請求書上の弊行出資証券の合計口数の記載に誤りがある等、手続書類に不備がある場合には、書類の差替等に更なる日数を要することとなります。また、弊行出資証券の買い増しをされる投資者において、名義書換請求書に記載された投資者の氏名（名称）や住所が従前弊行に届出をいただいている内容と異なる場合にも、名義書換までに別途の手続きが必要となります。

これらの不備や相違があった場合、結果的に**名義書換期日までに名義書換を完了できず、投資者が前事業年度分の配当金を受領できない**可能性がある点にご注意のうえ、遺漏なくご対応くださいますようお願いいたします。

売買約定後、名義書換期日まで時間の余裕がない等の事情がある場合は、証券会社において、投資家からの買い注文の後、速やかに名義書換請求書等に加え、マイナンバー等の確認書類もあらかじめ投資家から封入された状態で受領のうえ、証券会社から（必要に応じ代行会社経由で）弊行にご提出いただくこと（手続き②）をお勧めします。なお、その際、証券会社におかれましては、これらの書類を自社に速やかに提出するよう投資家に周知されるなど、円滑な手続きに向けたご協力をお願いいたします。

（本件に関するお問い合わせ先）

日本銀行文書局総務課出資証券グループ

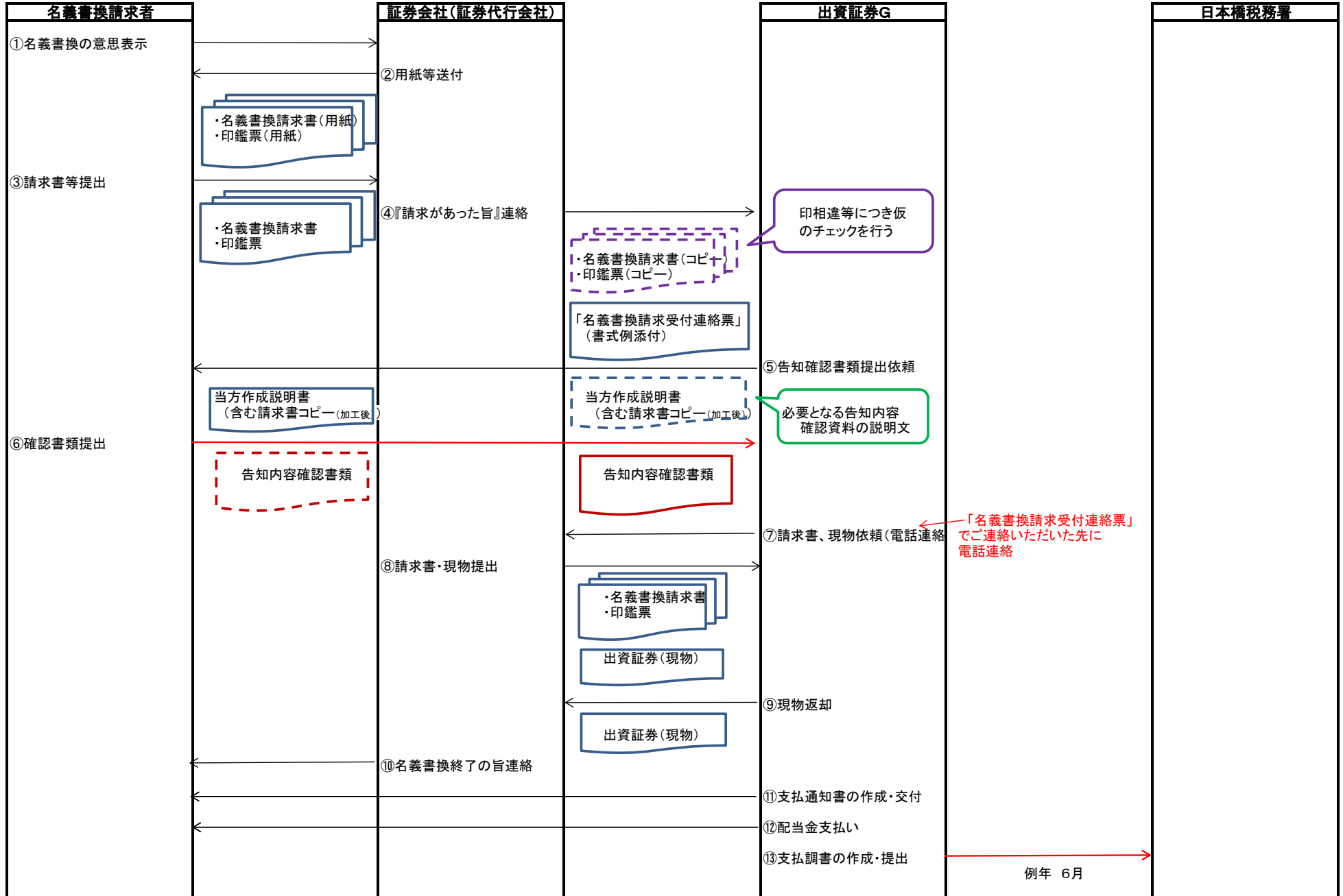
電話 03-3277-3095（直通）

以 上

名義書換手続の事務フロー図

イ.個人番号を日本銀行が直接受領する方式

赤矢印で個人番号が移動



ロ.個人番号を証券会社を経由して受領する方式(『証券会社(代行会社)は配送者』というステイタス)

赤矢印で個人番号が移動

